

◎この代理人選任届は代筆者(=委任者・代理人以外)が全て自筆で記入してください。  
(代理人が記入するところはありません)

◎当日は代理人の本人確認書類(例:運転免許証、マイナンバーカード等)、登録する印鑑、  
代理人選任届(本紙)をお持ちください。  
◎代理人による印鑑登録は、印鑑登録証明書の発行までに数日必要となります。

上記◎を  
ご確認ください。

# 代理人選任届(代筆用)

年 月 日

鹿沼市長宛

(印鑑登録者) 委任者	住所			登録する印
	氏名			
	生年月日	明・大・昭・平	年 月 日	電話 ( )
委任事項	※委任(=代理人にお願い)する内容の番号を○で囲んでください。 (複数選択可)			委任者の拇印
	1	印鑑の登録申請(印鑑を登録するとき)		
	2	印鑑の登録廃止申請(印鑑の登録を廃止するとき)		
	3	印鑑登録証の亡失申請(印鑑登録証を紛失したとき)		

※委任者の拇印の欄を  
除き、  
が記入してください。

私は、

※委任(=代理人にお願い)する理由を記入してください。

のために

自分で行くことができないので、上記申請に関する権限を下記代理人に委任する。

(窓口に来る人) 代理人	住所		
	氏名		

※該当する番号を○で囲んでください。

委任者は、  
1 身体的な理由により、一時的(または慢性的)に自筆できないため  
2 文字の読み書きが困難なため  
3 その他( ) ため

委任者の指示のもとこれを代筆しました。

(代理人以外) 代筆者	住所		
	氏名	委任者との関係	

※偽り、その他不正の手段により虚偽の届出を行った場合、罰金・懲役(刑法157条・159条)や損害賠償等を負うことがあります。

印鑑証明は、不動産登記や各種契約書の作成など個人の権利や財産の保全に関わる重要なものです。そのため登録がご本人様の意思であることの確認等登録の取扱について特に慎重に行っております。印鑑登録申請に関する書類が正しく作成されていない場合、受付をお断りすることもありますのでご注意ください。